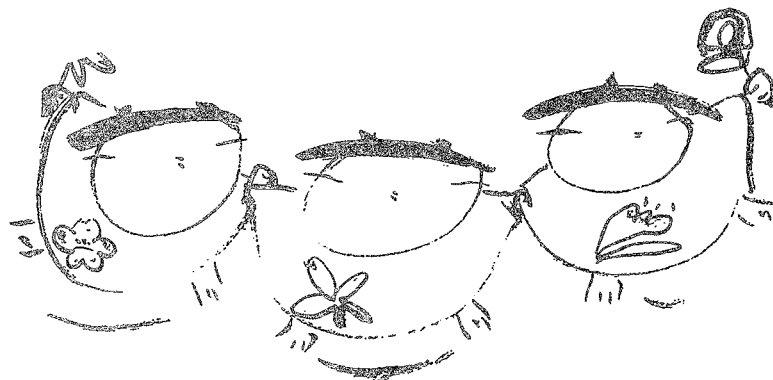


奈良新聞掲載「輝け、子どもたち」より転載

「人権にかかると保育マニュアル」(初版)の内容を基に、平成18(2006)年6月～19(2007)年5月に奈良新聞に掲載していた内容を人権にかかると保育の参考となるよう、奈良新聞より転載させていただきました。



輝け、子どもたち

☆ 20年後の子どもたちの育ちを見すえて ☆

▷▷1

最近の青少年にかかわる事件や犯罪は、「命の大切さ」はもちろんだ。「自分を大切に」する心、「自分自身を好きになる」「相手の立場に立って物事を考える」「個々の違いを認め、尊重し合う」などは、程遠い状況になってしまっているように思えます。しかし、今その状況をあらためることなく、私たち大人の責任において改善するべき時代が来ているのではないのでしょうか。

県では、子どもたちが未来に向かって輝いてほしいという願いを込め、「人権にかかわる保育」「ニール―輝け、子どもたち」の冊子を活用し、保育関係者とともに保育の資質向上をめざしてまいりました。

このような時代(とき)にあたり、この冊子の中身をご紹介することで、一人でも多くの方と「子どもたちが輝ける」ための一歩を邁進していきたいませんか？ 一人の巨歩より、百人の一歩です。

●「人の尊厳、命の大切さ」の項目より

親子の会話から
とても楽しいある日、四歳のけいちゃん(保育所)から家に帰ってくる時、お母さんの足を抱きつきました。

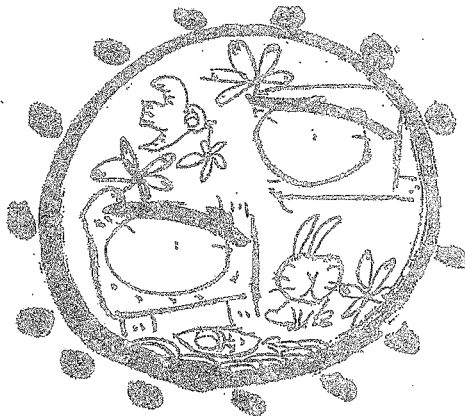
20年後の子どもたちの育ちを見すえて

母親 「けい君、抱っこしてたらぬくぬく(温い)なあ」
けいちゃん 「うん」
とうれしそうです。
母親 「けいちゃん、なんでお母さん、温い分かる？」
けいちゃん 「お母さん、あったかい服を着てるからやん」
母親 「違つよ。けいちゃんのこと、いっぱい好きやからやん」
けいちゃん 「あつ、そうか。そしたら、お父さんで量いなあ」
ちよっとした触れ合いや言葉がけで、子どもは「家族から大事にされているんだ」ということを感じます。このような会話を大切にしていきたいものです。

けいちゃんには、愛されていると感じていることを「お父さんは喜いなあ」と表現しています。大人から愛されて育つと、子どもは人を愛することを喜び、わがて社会の一員となります。児童虐待などさまざまな問題や課題がある中で、保育の専門的な立場から保育現場の方々と連携し、大人にも子どもにも支援をしていきたいと思えます。

(真福社子ども家庭局)

大人が改善すべき時代



ども家庭課) ※さし絵について
このさし絵は、墨彩画家「山内大童」先生の絵です。子どもへの優しいまなざしが私たち大人の心にも向けられています。

|| 第一日曜日掲載 ||

★輝け、子どもたち★

一人の尊さ、命の大切さ

▷▷ 2

今、自殺をする人が、年間三万人を超えています。その中には、残念なことにも多くの子どもたちも含まれています。また、家族で傷つけ合う悲しい事件も起つていきます。大切な命が、これほど簡単に逝っている時代はないでしょう。生きることに何の目的も持たず、その日を刹那(せつな)的に暮らす若者が増えてきています。

では、私たちが何を求めて生きていくのでしょうか。お金をたくさんもうけるため。おいしい物を食べるため。ちょっと違うと思えます。私たちが求めているものは

「幸福ではないでしょうか。これは、大人だけが幸福になれるのではありません。生まれたばかりの赤ちゃんも含めたい。すべての人が「幸せだなめ」と感じることのできる家庭や社会をつくる。」「難しいです。」「夢です。」「でも、そんなに悲観的にならないで、この夢の実現に向けた努力も取り組みを始めてみませんか。」

何事も否定的になりがちな社会にあって、私たちの責任を果たすためにも、「他人ひとりの良い面を見つけて、それを自分の中に取り入れ、自分のものとしていく」ことが互いに尊び合う生き方になり、優

「幸せ」感じる社会を創造

他人の良い面、自分にも

しきになります。

一歳児が保育所の園庭に出ようとした時、ヒロちゃんがヨッちゃんの靴(くつ)を靴箱から出してきました。「靴を間違えたのかな？」と保育士が様子を見てみると、「次に自分の靴を出してきました。」

保育士は、ヒロちゃんが靴を靴箱から出す姿だけを見て、「間違っているよ」と、もう少しで声をかけてしまつたところで、ヒロちゃんの友達への思いやりをつぶしてしまつたのでした。

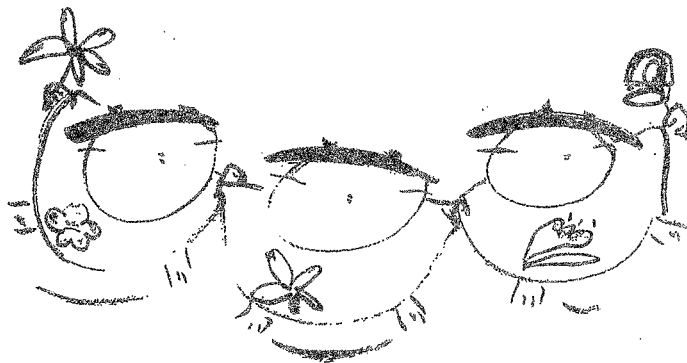
一歳児の幼い子どもでも、こんな優しい心が育っているのです。

この優しさを失わせることのないよう、今日から、「他人の良いところだけを自分の中に取り入れる」、「やれない」のではなく、「やってみよう」に切り替えて、それぞれの立場から、私たちが一人一人が小さな一歩を踏み出しませんか。

(県福祉部子ども家庭局)

子ども家庭課

|| 第一日曜日掲載 ||



★輝け、子どもたち★

—子どものからさ—

▷▷ 5

最近の子どもは、骨が折れやすくなったり、体力が低下してきている傾向があります。それは、どうしてなっているのでしょうか。

特に子どもを取り巻く「食」の環境は、近年顕著な問題が生じています。食品添加物や農薬の問題、スナック菓子やハンパの過剰な摂取、またハンパやスパゲティなどの軟らかい料理、インスタント食品味の濃い食べ物が増える傾向、必置以上の刺激のある食べ物など、子どもの基礎的な体力づくりには良い環境とは言えないでしょう。

そして「食」がその原因となり、みられるアレルギー性皮膚炎などのアレルギー疾患のことも、考えなければなりません。

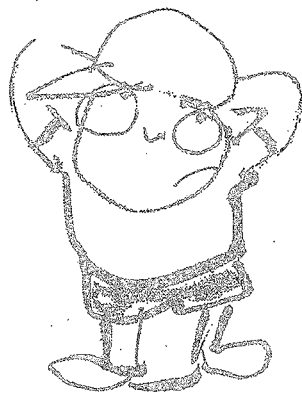
一方、大人と同じような夜の生活が定着する一方で、朝食を抜いたり、夜遅くまで起きていたり、朝も起きずに朝食を抜きがちになります。これは一日の活動や体全体の動きを鈍らせ、これが様々な病気の引き金になります。

また、大きな影響を及ぼしているのは、生活リズムが整わず、体調が整っていないことです。この「からだ」が、「心」の成長を促すという関係が、

体と食の関係を再考する

「心」の成長を促すという関係が、言葉だけでは簡単ですが、「早寝・早起き・朝ご飯」が大切です。この基本的なことを通して、心豊かな社会をつくるために、手を取り合おうではありませんか。昨年成立した「食育基本法」の前文の一部に、次のような内容があります。

子どもたちが豊かな人間性を涵養し、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、あらためて、食育を、生きる上での基本として、知育、徳育および体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、食育の豊かな経験を通じて「食」に関する知識、「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を築くことが、すべての人間が育むべきものである。



も、それは心の豊かさとは、逆の方向に向かっていくように思われます。体力の低下は

「心の体力」の低下にもつながるといわれています。心の体力がそのまま心とつながってはいけず、大人も子ども、お互い鏡ついで合っていくことが起こりうる不安になりませんか。

を推進することが求められている。そして、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長および人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を涵養し、生きる力を育むことである。

今、物が豊かになり、私たちの身の回りは、いろいろな物があふれています。で

心の成長に大きな影響

（東福社報「心の健康」）

—第一日曜日掲載—

★輝け、子どもたち★

—子どものための「食」育—

▷▷ 6

「食育」って何でしょう。国民が健全な心身を培い、豊かな人間性を高め、むちめ「食育」に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「食育基本法」は生まれました。

「食育」って何でしょう。今、「食育」が「おぼろげに叫ばれているのでは」うか。

国がこのような基本法をつくり、食育に取り組もうとしていくことは、裏を返せば豊かな人間性が育ちにくい状況になってきているという状況であり、このことがかなり深刻化してきているという状況にほかなりません。

自然に感謝、理解深める

私たちは、これまでひたすら便利さを求めてきました。そして「スピード」を要求するようになってきました。物が豊かになればなるほど、私たち人間は、さらに便利さとスピードを追い求めていきます。

今、『食品の裏側』という本の売り上げが五十万部を突破したそうです。

この本には、食品添加物の「光」と影が具体的に記載されていますが、著者はこの

美しい地球のために

・食が物が簡単に手に入り、そこには食に対する「感謝」の気持ちが生まれにくい。

・命をいただく行為「食」を軽く見ただけで問題になっているが、

・最近「キレルキレル」が問題になっているが、

・「食」を軽く見ただけでも問題があるのではないか。

・「食」のありがたみ「命」が分からない子どもは、「命のありがたみ」も分からない。

・食への物を大切にすることが、子どもは、絶対に人を愛やめな。

と添えています。

くし、食育基本法の中にも、「自然の恩恵や『食』

に關わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めるつづ、「食」に關して信頼できる情報に基づき適切な判断を行う能力を身に付けることにより、心身の健康を促進する健全な食生活を实践するための、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心とした国民運動として、「食」があります。

このように、「食を大切に」するところでは、「人」を、そして「命を大切に」することであり、優しい思いやり、気持ち、育つことにつながります。さらに言えば、自然を、地球環境を大事に思う気持ち

「おぼろげに叫ばれています。今一度私たちが一人一人が、「食」について関心をもち身近なところから考えようと思いませんか。」

「おぼろげに叫ばれています。今一度私たちが一人一人が、「食」について関心をもち身近なところから考えようと思いませんか。」

「おぼろげに叫ばれています。今一度私たちが一人一人が、「食」について関心をもち身近なところから考えようと思いませんか。」

「おぼろげに叫ばれています。今一度私たちが一人一人が、「食」について関心をもち身近なところから考えようと思いませんか。」



（県福祉部こども家庭局こども家庭課）

— 第一日曜日掲載 —

★輝け、子どもたち★

—子どもと自然環境—

今、地球環境で自然環境が問題になってます。地球温暖化、フロンガスの削減、

この業界の課題ではないが、子どもたちも自然環境と関係が深い。例えば、食品添加物、農薬の使用、産業廃棄物など、人間社会が便利にしていくにつれて、自然環境は悪影響を受けています。また、子どもたちの健康にも影響を及ぼしています。

地球温暖化が「知らない間」に進行している。取り返すことができない状況に陥っている。このまま自然環境の破壊と汚染の広がりは、私たち人間の「からだ」も生活に大きく影響してきます。そして、未来

命の息吹を感じる季節に

環境の問題を他人事ではなく考え、小さい事から、一人一人が取り組む姿勢、子どもたちを感じていくことが大切で、その「環境を大切にしよう」という気持ちを大切にしていくことが必要です。

最近地球温暖化の影響で、体感温度が上昇し、暑さを吹雪の日がほとんどなくなり、昔ほど冬を待つ気持ちが少なくなっています。それは生命体である地球の、悲鳴ともいえるメッセージのあらわれです。

子どもたちの季節に「環境」の行事が多くなりますが、保育所の中には、その行事を子どもの命の誕生を「春を待つ季節」として見直しているところがあります。



地球上の自然の、絶妙なバランスが保たれてこそ、かけがえのない一人一人の命が存在し、そして、はぐくまれながら生きていくことができます。命の息吹を感じながら、この季節に、真剣に考えをめぐらさなければ、何より、自然を大事にする

人が増えるという事は、自分自身と周りの人をいたわり、大切にできる社会に変わっていく必要があります。この「からだ」の健康は、以上書いていくのな、それこそ「もったいない」ですね。

（風情社）
—第一日曜日掲載—

地球の「悲鳴」気付いて

☆輝け、子どもたち☆

☆子どもたちの生活と仕事☆

子どもは、個人差はあっても、二・三歳くらいになると、大人の真似をしようとする、大人から見れば危なっかしい状態でも何か手伝いをしようとするります。その時、汚すからと大人がした方が速いからといって、取り上げてしまう場合があまりあります。

それを危険のないように大人が見守りながら「よけよけたね」「ありがたう」期が過ぎた後、その意欲と行動をほめる「援助を余裕を必要とする」です。子どもの行動を待つというには、大人にとっちは忍耐がもつれまわん。しかし、その忍耐がもつれまわん。

「体験」は大人への課程

意欲と行動をほめる

分ももつてみたい」「自分からやってみよう」という気持ちも、言葉を聞いています。

子どもたちは、保護者の仕事を自分からやってみようという意欲が、失敗を重ねながらも、手伝いを通して将来の「仕事」動けいばなを築くための準備をしています。

子どもは、元来体を動かすことが好きです。保育所や幼稚園でも先生の手伝いなどは積極的に取り合いたがる傾向があります。このように、子どもは乳幼児期、何か役に立ちたいという気持ちが芽生え、大人や保護者から「いつでも時期を待って」目

分ももつてみたい」「自分からやってみよう」という気持ちも、言葉を聞いています。

子どもたちは、保護者の仕事を自分からやってみようという意欲が、失敗を重ねながらも、手伝いを通して将来の「仕事」動けいばなを築くための準備をしています。

子どもは、元来体を動かすことが好きです。保育所や幼稚園でも先生の手伝いなどは積極的に取り合いたがる傾向があります。このように、子どもは乳幼児期、何か役に立ちたいという気持ちが芽生え、大人や保護者から「いつでも時期を待って」目



「意欲」「態度」を大切に、認め、満足感や達成感を味わうよう促して、いかなる「意欲」や「態度」がなくなっていくと、乳幼児期の経験や体験は、未来の大人への大切なプロセスです。

私たちが「しん」といって逃げない子ども、やる気のない子ども、最後まで粘り強くやり遂げたいという子ども、育つべきです。

（県福祉部子ども家庭局）
（県福祉部）
—第一日曜日掲載—

資 料

■ 児童憲章	141
■ 「子どもの権利条約」(正式名：児童の権利に関する条約)	142
■ 児童福祉法(抜粋：第一章総則)	143
■ 「人権を大切にすることを育てる」保育について	144
■ 奈良県同和保育基本方針の具体化について	146
■ 人権にかかる保育マニュアル初版の 検討委員会構成メンバー	150

児 童 憲 章

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と衣服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の教育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱いからまもられる。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

子どもの権利条約

(正式名称：「児童の権利に関する条約」抜粋)

子どもの権利条約は、平成元（1989）年に国際連合の総会で「児童の権利宣言」採択 30 周年を記念して全会一致で採択され、我が国は平成 6（1994）年 4 月 22 日にこの条約を批准し、世界で 158 番目の締約国となりました。

この条約は、国際連合に参加する国々が協力して子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を促進することを目指しています。

子どもの権利条約の主な内容

児童の範囲（第一条）

○ 18 歳まで（未満）は、子どもです。

差別の禁止（第二条）

○ 人種、性、言葉、宗教や意見、家柄や生れ、財産、障害の有無などによるいかなる差別もあってはなりません。

児童の最善の利益（第三条）

○ 子どもに関するすべてのことは、何が子どもにとって一番よいことなのかを考えられなければなりません。

生命の権利・生存と発達（第六条）

○ 子どもの命はかけがいのないものとして尊ばれ、健やかに育っていくよう守られねばなりません。

意見の表明その他の自由（第 12 条～ 16 条）

○ 子どもは、自分に関わるすべてのことについて、自由に意見を言うことができ、自分の考えや心情を自由に表現することができ、誰からも強制されることはありません。また、子どももプライバシーを不当に侵害されません。

親の責任と国の援助（第 18 条）

○ 子どもは、お父さん、お母さんが育てて、国が見守り助けてくれます。

虐待などからの保護（第 19 条）

○ 親が感情のままに子どもを殴ったり、体罰を加えたりすることは、絶対に許されません。家庭環境を奪われた児童の保護（第 20 条）

○ 子どもが家庭を失ったり、家庭で安心して生活できなくなった

場合は、国による特別の保護や援助を受ける権利があります。

障害児の権利（第23条）

- 国は、障害のある子どもが、一人の人間として楽しく暮らせるよう、自立と積極的な社会参加ができるような環境づくりをしなければなりません。

健康な生活を送る権利（第24条）

- 子どもはできる限り健康に生活することが認められ、病気の治療や健康回復のための保健サービスを受ける権利があります。

社会保障・生活水準（第26条）

- 子どもは、社会保険などの社会保障を受けることができ、親には、その成長、発達のために必要な生活水準を確保する責任があり、国はそれを援助しなければなりません。

教育の権利（第28条）

- 子どもは、誰でも学ぶ権利を持っています。国はその権利を達成するため様々な措置をとらなければなりません。

余暇・遊び・文化活動の権利（第31条）

- 子どもは休息し、余暇をもち、年齢にふさわしい遊びや文化活動に参加する権利があります。

児 童 福 祉 法

(抜粋：第一章総則)

第一章 総則

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

「人権を大切に作る心を育てる」保育について

平成9年4月1日児保第10号

都道府県・各指定都市民生主管部（局）長・中核市宛

厚生省児童家庭局保育課長通知

保育行政の推進については、従来から特段のご尽力を煩わせているところである。

さて、これまで、同和対策審議会答申の趣旨を踏まえ、同和問題の解決のための諸施策が総合的に推進され、その一環として人権尊重の精神に貫かれた人間の育成を目指す保育が行われてきたところであるが、昨年5月、地域改善対策協議会から「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」の意見具申がなされ、同和問題に対する新たな方向が示されたところである。

この意見具申においては、「同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない」、差別意識の解消を図るに当たっては、「同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである」と指摘されているところである。

また、この意見具申を踏まえ、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、人権の擁護に資することを目的とする「人権擁護施策推進法」が昨年12月に制定されたところである。

さらに、国連総会の決議の趣旨を踏まえ、昨年12月「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（中間まとめ）が策定され、公表されたところであり、その中で、あらゆる場を通じて人権教育を推進するとともに、児童分野においては、児童の人権の尊重及び保護に向けた取組みを推進することとされている。

については、こうした人権尊重の潮流の中で、乳幼児期は、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて大切な時期にあり、この時期に一人一人の子どもの人格や個性が尊重され、豊かな人間性が育まれることは、その後の成長にとって極めて重要であることにかんがみ、これまでの取組みに関する経緯も踏まえ、保育所保育指針の目標に掲げる「人権を大切に作る心を育てる」保育をさらに推進するため、別紙のとおり留意点をまとめたので、貴職におかれては今後の施策の推進に資するとともに、貴管下市町村等に対し、この通達の趣旨を踏まえた保育が適切に行われるようご指導願いたい。

なお、昭和56年4月28日児福第17号通知「『同和保育について』の作成について」は廃止する。

(別紙)

「人権を大切に作る心を育てる」

保育についての留意点

- 1 保育所は、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期にその生活時間の大半を過ごすところであるので、家庭や地域社会との連携を密にして、子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意するとともに、子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことを目標として保育を行うこと。
- 2 乳幼児期は、心身の成長・発達が著しく、一人一人の子どもの個人差が大きいため、保育に当たっては、発達の過程や生活環境など子どもの発達の全体的な姿を把握し、一人一人の子どもの特性や発達の課題に十分留意して保育を行うこと。
特に、家庭環境に対する配慮や地域との連携などきめ細かな保育を必要とする子どもについては、その家庭及び地域の実態を十分に把握し、保護者の理解と自覚を高めつつ、家庭との密接な連携のもとに、子どもの健康、基本的な生活習慣、社会性や言葉の発達など日常生活の基礎的事項について子どもが十分に身につけることができるよう配慮した保育を行うこと。
- 3 子どもは大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることによって、自分も人を愛し、信頼していくようになること、すなわち、大人との相互作用の中で、人への信頼感と自己の主体性を形成することができることを踏まえ、人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切に作る心を育てるとともに、自主、協調の態度、社会性の芽生えを培うことを目指して保育を行うこと。
- 4 一人一人の人格が尊重される集団の中でこそ、子どもの能力や個性が発揮されることを踏まえ、一人一人が人間を尊重する気持ちを持てるような、差別を生まない人間関係づくりに努めるとともに、すべての子どもが将来にわたって思いやりと協調性に富み、いじめや差別を生まない、お互いの人権を尊重し合える人間として、また、異った文化を持った人達と共生できる人間として、自立できるよう保育すること。
- 5 人権を大切に作る心を育てる保育を適切に行うため、保育所の職員は、あらゆる場を通じて、同和問題、障害者、外国人などの人権問題について正しい理解と認識を深めるなど必要な研鑽に努めること。

奈良県同和保育基本方針の具体化について

1. 同和問題についての基本的な考え方

日本国憲法は、民主主義を基調とし、すべての国民に基本的人権を保障している。しかし、同和地区においては現代社会の矛盾と相まって、今なお市民的権利と自由が十分に保障されていない状況にある。

この問題の解決は、民主主義社会実現のための基本的な課題であり国及び地方公共団体の責務である。また、県民一人一人の理解と協力のもとに推進されなければならないことである。以上の観点により、県は国、市町村と連携を図りながら、同和行政の推進、県民の人権意識の高揚に努めるものである。

日本国憲法では「すべて国民は、個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、これを最大に尊重される」としている。また、「すべて国民は、法の下に平等であって差別されることはなく、その基本的人権は何人も侵すことができない」と明確に規定している。

しかしながら、同和地区においては人類普遍の原理である自由と平等が阻害され、就職や結婚、教育などの市民的権利が今なお十分に保障されていない状況にある。

同和問題は、同和対策審議会答申で指摘されたとおり、国民に等しく保障されている基本的人権と人間の尊厳にかかわる問題であり、その解決は、民主主義社会実現の最も重要な課題である。

行政はこれが解決の責務を十分認識するとともに、県民の理解と協力のもと、市町村と連携を図りながら同和行政の推進、県民の人権意識の高揚に努めなければならない。

特に同和問題に対する県民の意識の背景には、人権感覚の希薄性、社会意識への同調傾向といった社会、文化構造は存在していることは否定できない。このことから人間形成の過程にある乳幼児に対し、人権尊重の精神に基づき、不合理・矛盾を正していくことのできる資質の芽生えを培うことが大切であり、また、遊びやしごとにより自発的にかかわることをとおし、何事にも意欲的に取り組む確かな実践力を身につけさせるものとして、同和保育を推進しなければならない。

2. 同和保育の目的と意義

同和保育は人間形成の重要な過程にある乳幼児に対し、その心身の調和的な成長発達を促すとともに、すべての乳幼児に、基本的人権を尊重し差別を許さない資質を培うものである。

これがため、幼稚園、保育所においては、保育活動の中の教育、養護面を重視しながら、計画的、系統的な活動の中でこの目的を達成しなければならない。

また、地域や家庭の暮らし、乳幼児の成長発達などの実態を的確に把握し、集団生活の中でなかまへの連帯感を培うとともに、基本的な生活習慣や態度を養い、豊かな感性や社会性及び科学的なものの見方考え方の芽生えを育てるなどに努めなければならない。

乳幼児期は人間形成の基礎を培う重要な時期であり、この時期の保育のあり方は子どもの生涯に大きな影響を及ぼすものである。

児童憲章では「すべては児童は心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障されなければならない」としている。

しかし同和地区においては、子どもは親の暮らしとかかわり、さまざまな差別的条件の中で生活することを未だ余儀なくされている状況も見られる。その結果、心身の諸能力が十分開発されず、個々に或いは集団の中でその力を十分発揮することができない状態におかれている。

同和保育は、同和地区乳幼児の心身の調和的発達を促しその基礎的な能力を開発するとともに、すべての乳幼児に対し集団生活の中で共に育つよるこびを感受させ、なかまと支え合うことのできる保育をとおり、基本的人権を尊重する資質を培うものでなければならない。

幼稚園、保育所においては乳幼児の生活や成長発達の実態を的確に把握し、情緒の安定が得られるような環境の中で集団や個別の活動を促し、保育者の教育的な配慮による助言や指導のもとに、一人一人が自発的、積極的に遊びに集中できることが望まれる。

また、生活態度に結びつく基本的な生活習慣の形成を図り、感性を豊かにする体験を持たせることや、人間関係の手段及び基礎学力にかかわる言語能力を育成することなどが特に大切である。

3. 同和保育の推進

① 乳幼児をとりまく環境は、心身の発達や人間形成に与える影響が大きい。従って、望ましい環境の整備を図り、それを生かすよう努めること。

乳幼児は、周りの大人の保護や信頼関係を生活の基礎とし、自分から環境に働きかけ、あるいはそこからの刺激を受けるなど具体的な体験を重ねる中で、人間として生活するための基礎を培っている。環境には、自然や社会環境などの事象や、保育者等乳幼児に接する人びとなど、乳幼児をとりまく状況のすべてがこれに含まれる。

また、0歳から就学までの間、昼間の大半の時間を過ごす保育所は、家庭に代わる快適で自然な生活の場であると同時に、教育の保障が行われるにふさわしい整備された環境であることが望まれる。幼稚園においても、就学期間や保育時間は異なるものの、環境整備は重要である。

このため、子どもの活動が十分に行われる屋内外のスペースの確保はもとより、遊具等の設備に配慮し、衛生や安全の条件が満たされなければならない。また、人的環境としての職員集団が共通理解をもって携われるような保育体制が必要である。

② 乳幼児の実態を的確に把握し、保育課題を明確にするとともに、保育内容の充実を図るため指導計画を作成し、計画的、系統的に指導すること。

同和対策の進展により、同和地区の生活環境はかなりの改善をみることができる。

また、今日までの同和保育の推進の中で、生活習慣や自己統制力の育成などに一定の成果を挙げてきた。

しかし、親の不安定な職業から生じる経済的基盤の弱さや労働条件の厳しさは、親子の接触する時間やその質に影響を及ぼし、家庭における教育的な養育条件を悪化させるなどの現象として現れている。

そのため幼児は、言語機能の発達や音楽リズム感覚の発達などに遅れが見られ、その能力を十分に引き出すことができない状態にある。

このような課題に対応する保育の内容を創造し、実践に移すための計画を作成しなければならない。また、実践するに当たっては、乳幼児の発達の過程や順序性に即し指導することが大切である。

③ 保育に携わるすべての職員は、乳幼児に強い影響を及ぼすものであることを自覚し、保育者としての資質を高めるための研修に努めること。

ゆき届いた保育を行うためには、乳幼児に対する愛着の形成は勿論のこと、専門的知識、技術とともに親や地域の人たちとの信頼関係を確立することが必要であり、そのことが行える豊かな人間性を備えた保育者とならねばならない。

職員は、同和保育に関する研修会への参加はもちろんのこと、幼稚園、保育所における研修及び日々の自己研修に努め、資質の向上を図らなければならない。また、県及び市町村においては、同和保育の研修会を積極的に開催し、職員研修の機会を保障しなければならない。

④ 家庭、地域、関係機関及び団体が互いの連携を更に深め、同和保育の目的を達成するための活動を一層推進すること。

同和保育の目的を早期に達成するためには、乳幼児を中心とした家庭、地域、関係機関及び団体が互いに連携を深め、「めざす子ども像」についての共通理解を図りながら、各々の立場で効果ある活動を展開しなければならない。

そのため、行政は同和問題の解決に必要な関連諸施策の一層の推進を図るものとする。

(内は奈良県同和保育基本方針の本文)

人権にかかる保育マニュアル初版の検討委員会構成メンバー

名 前	所 属 ・ 役 職 名	備 考
今村美智子	橿原市立鴨公幼稚園 教諭	
梅田 昌彦	大阪芸術大学 教授	会 長
大寺 和男	奈良県同和教育研究会 事務局長	副会長
岡田佐代子	奈良県解放保育研究会 事務局長	
岡山美恵子	三宅町立上但馬保育所 保母 (前同和保育推進保母)	
熊谷 清子	御所市立石光保育所同和推進 保母	
田川千鶴代	菟田野町立宇太保育所 保母 (元障害児保育担当)	
辻本 節子	奈良県解放保育研究会 会長	副会長
寺井 秀登	奈良県外国人教育研究会 事務局長	
山田 紘子	奈良県市町村指導主事連絡協議会 会長	
吉田多佳子	奈良県保育協議会保母部会 常任委員	
工藤 英俊	橿原市立畝傍北小学校 教頭 (前奈良県教育委員会同和教育課指導主事)	
鈴木 悦則	奈良県福祉部児童福祉課 課長	

令和 4 年 5 月

発行：奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局 奈良っ子はぐくみ課

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

